

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：京田辺市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.2%
全職員	60.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.5%
本庁課長相当職	95.7%
本庁課長補佐相当職	100.8%
本庁係長相当職	89.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.0%
31～35年	92.8%
26～30年	94.5%
21～25年	90.1%
16～20年	93.8%
11～15年	87.4%
6～10年	89.6%
1～5年	90.7%

【説明欄】

- 扶養手当については、男性の受給者が多くなっている。令和7年3月の総支給額のうち、男性への支給割合は87.1%。
- 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に係る差異を算出する際に使用した職員人数のうち、会計年度任用職員（時間額制）の人数は、一月あたりの勤務日数を常勤職員の所定勤務日数で除した数値に換算している（例：勤務日数が10日、常勤職員の所定勤務日数が20日の場合、0.5人に換算）。
- 男性職員の73.6%は任期の定めのない常勤職員、26.2%は任期の定めのない常勤職員以外の職員であり、女性職員の30.2%は任期の定めのない常勤職員、69.8%は任期の定めのない常勤職員以外の職員である。
⇒全職員における差異については、女性職員のうち、任期の定めのない常勤職員以外の職員が占める割合が高いことが影響している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。